



安 井 光 子 議員

**保護者の経済状況の激変時
保育料の救済を**

子供の貧困にかかわる問

- (1) 短期保険証【①】交付件数と、未交付の中学生以下の子どもに即刻渡してほしいがどうか。

(2) 保育料の滞納の現状
保育料は前年所得によつて決まるが、保護者の失業、所得激減の場合、救済すべきではないか。

(3) (4) 給食費滞納とその対応
18～20年度までの就学援助【②】率、金額

(5) (6) 離職世帯が就学援助を活用できるよう、緊急対応すべきではないか。

① 国民健康保険税の滞納者が交付される、期限の短い保険証。
4月の法改正で、無保険の中学生以下等に6ヶ月間の短期保険証が交付された。

② 経済的な理由等で通学が困難な世帯を対象に、小・中学校の用品代や給食費等を市が援助する制度。

(4) 答
教育課長
20年度3件である。

(3) 会社倒産・解雇で再就職先を探す保護者に、3カ月間保育料を免除できる内規を定めるようにしている

(2) 5月末現在で8人。
解雇等の収入減と思
る滞納者は増えていな
今後の動向は注視して
たい。

(1) 5月末現在で255件である。対象者のうち未交付は129世帯で、うち5世帯に由る。対象者のうち未交付は129世帯で、うち5世帯に由り、学生以下の子どもがおり、面談を申し込み、交付する答
保險年金課長

3ヶ月の保育料
免除を検討中

が遅れがちになつた早期の段階で、学校から保護者へ就学援助制度の周知に努めている。

ける子どもを、責任を持つて保育するのが自治体の役割ではないか。

下校途中、児童
館へ寄れないか

問 今後の施策について聞く

- (1) 白鳥保育所の開所時間
が午前8時だが、ぜひ保育士を配置し、繰り上げてほしいがどうか。

(2) 乳児保育で6ヶ月児から預かってほしいがどうか
親が働いており保育に欠

(3) 通学路を離れ、立ち寄つてけがをした場合、加入する保険の対象にならない。

学校管理下かどうかを明確にするため、いったん家に帰り、改めて出掛けるよう指導している。

帰宅後に向かう よう指導

(1) 職員が午前8時よりも早く門を開く等の努力をしており、おおむね保護者の理解を得ている。

(1) 答 児童課長

(2) 今後もニーズと職員の勤務体制があるので、それを配慮しながら見守っていく。
② 乳児の成長過程からも、

(2) 乳児の成長過程からも、8カ月までは保護者の保育が望ましいと考えている。

(3) 通学路を離れ、立ち寄つてけがをした場合、加入が望ましいと考えている。

(3) 通学路を離れた場合、立地条件
つてがをした場合、加入する保険の対象にならない。
学校管理下かどうかを明

学校管理下かどうかを明確にするため、いったん家に帰り、改めて出掛けるよう指導している。